

3 介護保険施設の状況

(1) 都道府県別定員

都道府県別に65歳以上人口10万対の介護保険施設の定員をみると、徳島県が4,550人で最も多く、次いで富山県が4,333人、福井県が4,094人となっている。一方、少ない都道府県は東京都が2,219人で最も少なく、次いで神奈川県が2,497人、千葉県が2,526人となっている。(表10、図5)

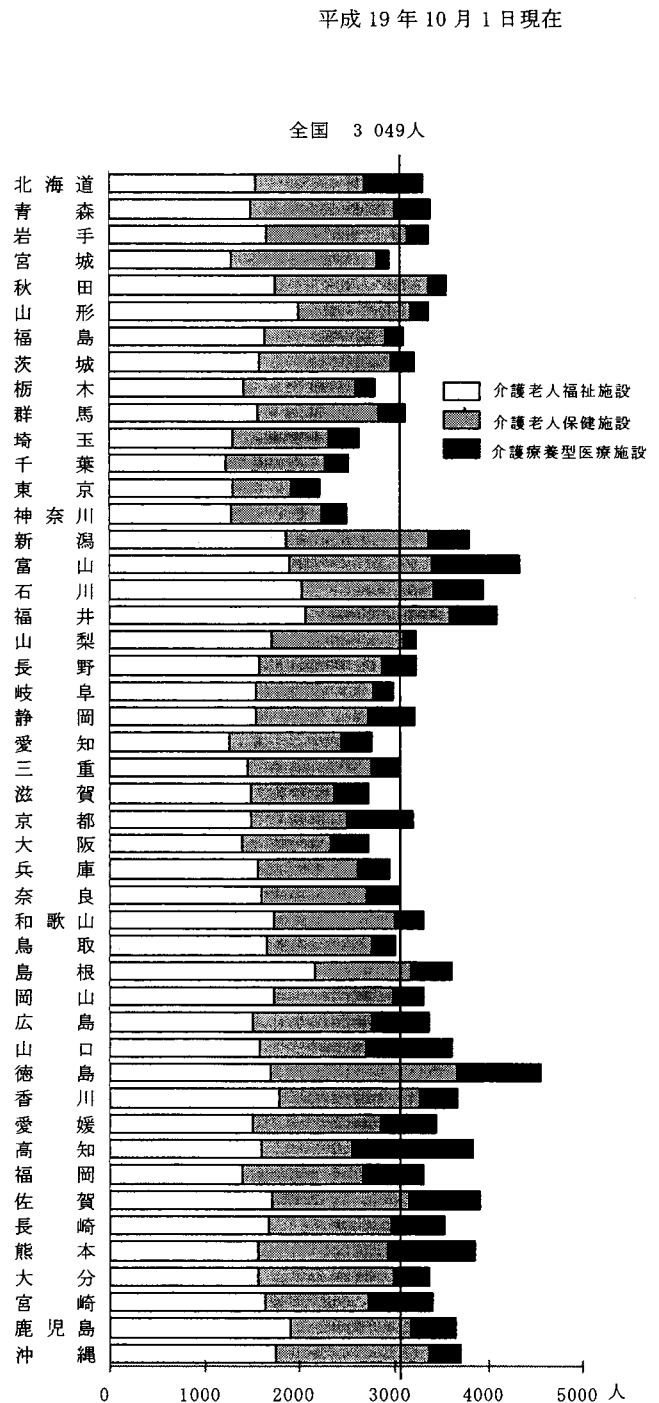
表10 都道府県別にみた
65歳以上人口10万対定員

平成19年10月1日現在

	介護保険施設 定員	65歳以上人口 10万対(人)
全国	837 431	3 049
北海道	42 153	3 309
青森	11 324	3 370
岩手	11 782	3 357
宮城	14 541	2 949
秋田	11 111	3 539
山形	10 569	3 355
福島	15 183	3 099
茨城	19 747	3 216
栃木	11 536	2 793
群馬	13 755	3 119
埼玉	33 948	2 623
千葉	29 705	2 526
東京	55 675	2 219
神奈川	40 983	2 497
新潟	22 832	3 793
富山	11 787	4 333
石川	10 275	3 937
福井	7 902	4 094
山梨	6 527	3 231
長野	17 546	3 219
岐阜	14 012	2 988
静岡	26 717	3 200
愛知	37 742	2 759
三重	12 965	3 051
滋賀	7 292	2 721
京都	18 243	3 195
大阪	48 983	2 717
兵庫	35 311	2 950
奈良	9 372	3 053
和歌山	8 610	3 312
鳥取	4 496	2 997
島根	7 435	3 609
岡山	15 287	3 302
広島	21 563	3 353
山口	14 016	3 603
徳島	9 283	4 550
香川	8 965	3 659
愛媛	12 573	3 435
高知	8 127	3 815
福岡	35 022	3 298
佐賀	7 909	3 896
長崎	12 682	3 523
熊本	17 395	3 848
大分	10 275	3 358
宮崎	9 551	3 387
鹿児島	16 138	3 635
沖縄	8 586	3 701

注：1) 65歳以上人口は総務省統計局「平成19年10月1日現在推計人口」による。
2) 介護療養型医療施設における「定員」は介護指定病床数である。

図5 都道府県別にみた
65歳以上人口10万対定員



注：介護療養型医療施設における「定員」は介護指定病床数である。

(2) 定員、在所者数、利用率

施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設は 412,807 人、介護老人保健施設は 313,894 人、介護療養型医療施設は 110,730 人となっており、在所者数は、それぞれ 405,093 人、285,265 人、102,753 人で、利用率は 3 施設とも 9 割を超えている (表 11)。

表 11 施設の種類別にみた定員、在所者数、利用率

各年10月1日現在			
	定員 (人)	在所者数(人)	利用率 (%)
介護老人福祉施設			
平成19年	412 807	405 093	98.1
平成18年	399 352	392 547	98.3
介護老人保健施設			
平成19年	313 894	285 265	90.9
平成18年	309 346	280 589	90.7
介護療養型医療施設			
平成19年	110 730	102 753	92.8
平成18年	119 825	111 099	92.7

注：介護療養型医療施設における「定員」は介護指定病床数である。

(3) 定員規模別施設数

施設の定員規模別に施設数をみると、介護老人福祉施設は「50～59人」が 41.6%、介護老人保健施設は「100～109人」が 41.1%、介護療養型医療施設は「1～9人」が 23.4%と、それぞれ最も多くなっている (表 12)。

表 12 定員規模別にみた施設数及び構成割合

平成19年10月1日現在								
	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設			
	施設数	構成割合 (%)	施設数	構成割合 (%)	施設数	(再掲) 診療所	構成割合 (%)	
総 数	5 892	100.0	3 435	100.0	2 608	775	100.0	
1～ 9人	・	・	1	0.0	611	504	23.4	
10～ 19	・	・	2	0.1	502	271	19.2	
20～ 29	・	・	12	0.3	274	・	10.5	
30～ 39	197	3.3	18	0.5	231	・	8.9	
40～ 49	69	1.2	37	1.1	232	・	8.9	
50～ 59	2 449	41.6	326	9.5	196	・	7.5	
60～ 69	384	6.5	169	4.9	158	・	6.1	
70～ 79	549	9.3	234	6.8	30	・	1.2	
80～ 89	1 047	17.8	551	16.0	39	・	1.5	
90～ 99	196	3.3	301	8.8	71	・	2.7	
100～ 109	602	10.2	1 412	41.1	54	・	2.1	
110～ 119	114	1.9	43	1.3	38	・	1.5	
120～ 129	95	1.6	68	2.0	35	・	1.3	
130～ 139	61	1.0	32	0.9	12	・	0.5	
140～ 149	21	0.4	42	1.2	10	・	0.4	
150人以上	108	1.8	187	5.4	115	・	4.4	

注：介護療養型医療施設における「定員」は介護指定病床数である。

(4) 室定員別室数

各施設における室定員別室数をみると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の個室が前年に比べ増加している（表 13）。

表 13 施設の種類の別みた室定員別室数

各年10月1日現在

	介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
	平成19年	平成18年	対前年 増減率(%)	平成19年	平成18年	対前年 増減率(%)	平成19年	平成18年	対前年 増減率(%)
総数	208 074	191 147	8.9	125 215	121 592	3.0	37 717	40 675	△ 7.3
個室	120 767	102 524	17.8	50 190	46 827	7.2	7 756	8 337	△ 7.0
ユニット型	77 871	59 028	31.9	11 455	9 141	25.3	190	100	90.0
その他	42 896	43 496	△ 1.4	38 735	37 686	2.8	7 566	8 237	△ 8.1
2人室	24 843	25 256	△ 1.6	17 057	17 101	△ 0.3	6 850	7 447	△ 8.0
ユニット型	132	125	5.6	16	13	23.1	-	-	-
その他	24 711	25 131	△ 1.7	17 041	17 088	△ 0.3	6 850	7 447	△ 8.0
3人室	2 390	2 370	0.8	2 282	2 341	△ 2.5	3 792	4 085	△ 7.2
4人室	58 945	59 746	△ 1.3	55 686	55 323	0.7	18 993	20 261	△ 6.3
5人以上室	1 129	1 251	△ 9.8	.	.	.	326	545	△ 40.2

注：「ユニット型」とはユニットの中の居室（療養室）であり、「その他」とはユニット型以外の居室（療養室）である。

(5) 介護老人福祉施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況をみると、全施設（5,892 施設）のうち、ユニットケアを実施している施設は1,439 施設で、そのうち「ユニット型」が932 施設、「一部ユニット型」が507 施設となっており、平均ユニット数はそれぞれ7.1、3.0となっている（表 14）。

表 14 介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況

平成19年10月1日現在

	総数		ユニット型		一部ユニット型	
	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
ユニットケア実施施設数	1 439	(24.4)	932	(15.8)	507	(8.6)
ユニットケア実施施設の定員(人)	78 135	(18.9)	63 395	(15.4)	14 740	(3.6)
平均ユニット数	5.7		7.1		3.0	
1ユニット当たりの定員(人)	9.7		9.7		9.6	

注：1) 介護老人福祉施設におけるユニットとは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により、一体的に構成される場所をいう。
2) 割合(%)は全施設(5,892施設)、定員(412,807人)に占める割合である。

(6) 介護老人保健施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人保健施設におけるユニットケアの状況をみると、全施設（3,435 施設）のうち、ユニットケアを実施している施設は250 施設で、そのうち「ユニット型」が77 施設、「一部ユニット型」が173 施設となっており、平均ユニット数はそれぞれ、8.1、3.0となっている（表 15）。

表 15 介護老人保健施設におけるユニットケアの状況

平成19年10月1日現在

	総数		ユニット型		一部ユニット型	
	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
ユニットケア実施施設数	250	(7.3)	77	(2.2)	173	(5.0)
ユニットケア実施施設の定員(人)	11 487	(3.7)	6 277	(2.0)	5 210	(1.7)
平均ユニット数	4.6		8.1		3.0	
1ユニット当たりの定員(人)	10.0		10.1		10.0	

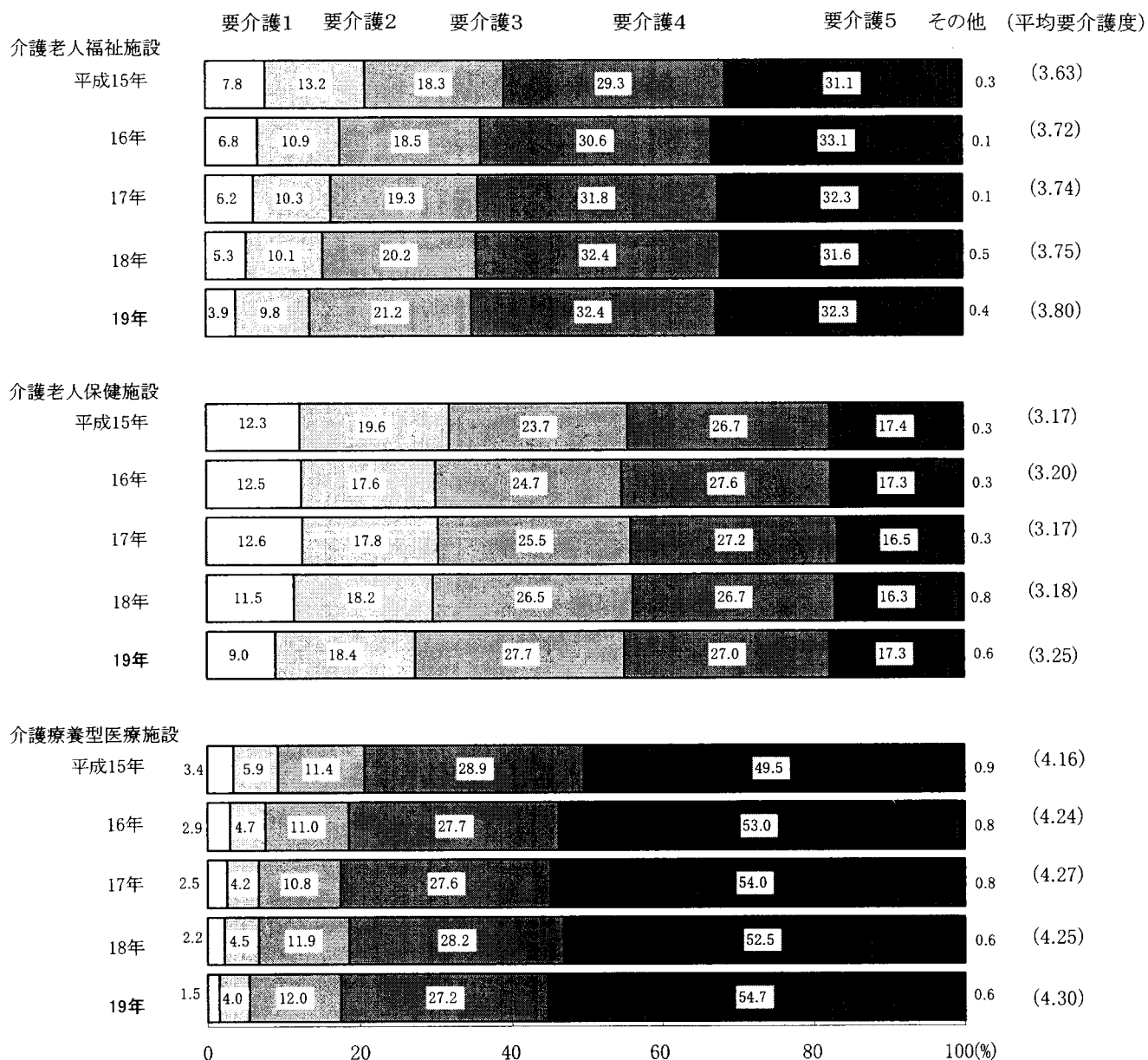
注：1) 介護老人保健施設におけるユニットとは、少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により、一体的に構成される場所をいう。
2) 割合(%)は全施設(3,435施設)、定員(313,894人)に占める割合である。

(7) 要介護度別在所者の構成割合

在所者を要介護度別にみると、介護老人福祉施設では「要介護4」が32.4%、介護老人保健施設では「要介護3」が27.7%と多い。介護療養型医療施設では「要介護5」が54.7%と最も多く、在所者数の5割を超えている。(図6)

図6 要介護度別にみた在所者（構成割合）の年次推移

各年10月1日現在



注：平均要介護度は以下の算式により計算した。

$$\text{平均要介護度} = \frac{\text{在所者の要介護度の合計}}{\text{要介護1～5までの在所者数の合計}}$$

4 介護保険施設の利用者の状況

調査対象期間中（平成19年9月1日～30日）に介護保険施設を利用した者の推計数である。

(1) 性・年齢階級別在所要者数

平成19年9月末の在所要者を性別にみると「男」が22.9%、「女」が77.1%となっている。

年齢階級別にみると介護老人福祉施設では「90歳以上」が33.1%、「85～89歳」が24.6%、介護老人保健施設では「90歳以上」が29.0%、「85～89歳」が25.0%、介護療養型医療施設では「90歳以上」が29.9%、「85～89歳」が22.5%となっている。

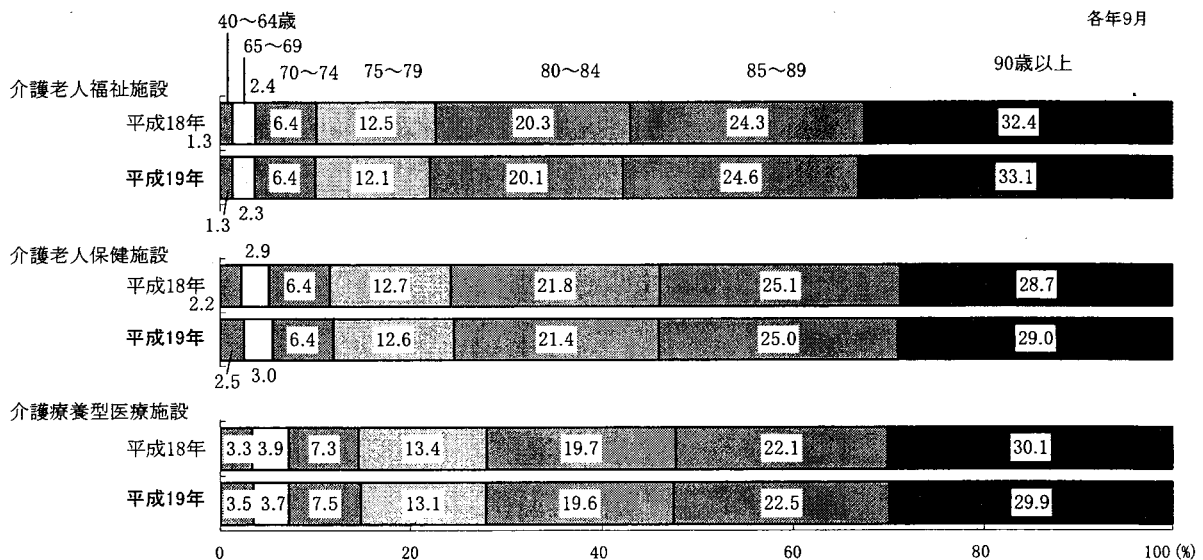
また、第2号被保険者（65歳未満の者）は、介護療養型医療施設が3.5%となっている。（表16、図7）

表16 性・年齢階級別在所要者数及び構成割合

平成19年9月				
	介護保険施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
在所要者数(人)				
総数	793 111	405 093	285 265	102 753
男	181 731	84 178	70 196	27 356
女	611 380	320 915	215 069	75 397
40～64歳	15 901	5 332	7 001	3 568
65～69	21 729	9 280	8 631	3 818
70～74	51 828	25 806	18 281	7 741
75～79	98 501	48 969	36 084	13 449
80～84	162 548	81 505	60 930	20 113
85～89	193 975	99 653	71 205	23 118
90歳以上	247 349	133 939	82 658	30 752
構成割合(%)				
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
男	22.9	20.8	24.6	26.6
女	77.1	79.2	75.4	73.4
40～64歳	2.0	1.3	2.5	3.5
65～69	2.7	2.3	3.0	3.7
70～74	6.5	6.4	6.4	7.5
75～79	12.4	12.1	12.6	13.1
80～84	20.5	20.1	21.4	19.6
85～89	24.5	24.6	25.0	22.5
90歳以上	31.2	33.1	29.0	29.9

注：総数には年齢不詳を含む。

図7 年齢階級別在所要者数の構成割合



(2) 在所者の認知症の状況

在所者の認知症高齢者の日常生活自立度をみると、介護老人福祉施設は「ランクⅢ」が34.6%、「ランクⅣ」が29.3%、介護老人保健施設は「ランクⅢ」が36.5%、「ランクⅡ」が29.2%、介護療養型医療施設は「ランクⅣ」が36.7%、「ランクⅢ」が32.5%となっている（表17）。

表17 認知症のランク別にみた在所者数及び構成割合

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	在所者数(人)	構成割合(%)	在所者数(人)	構成割合(%)	在所者数(人)	構成割合(%)
総 数	405 093	100.0	285 265	100.0	102 753	100.0
認知症あり	388 945	96.0	265 953	93.2	99 077	96.4
ランクⅠ	25 471	6.3	33 462	11.7	4 276	4.2
ランクⅡ	81 205	20.0	83 440	29.2	12 292	12.0
ランクⅢ	140 069	34.6	104 148	36.5	33 438	32.5
ランクⅣ	118 740	29.3	38 803	13.6	37 740	36.7
ランクⅤ	23 459	5.8	6 099	2.1	11 330	11.0
認知症なし	13 115	3.2	17 888	6.3	3 211	3.1

平成19年9月

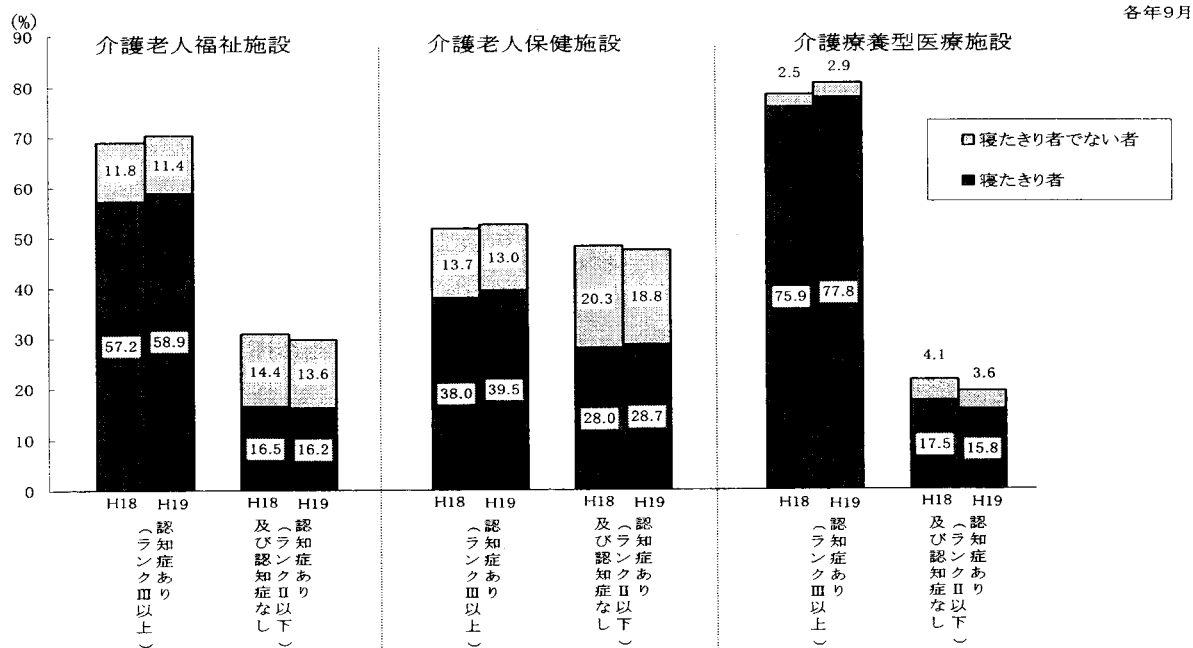
注：1) 総数には認知症の状況不詳を含む。

2) 「認知症あり」のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

(3) 在所者の認知症と寝たきりの状況

在所者の認知症と寝たきりの状況をみると、「認知症あり（ランクⅢ以上）で寝たきり者」は、介護老人福祉施設では58.9%、介護老人保健施設では39.5%、介護療養型医療施設では77.8%となっている（図8）。

図8 在所者の認知症と寝たきりの割合



注：1) 全在所者を100とする（寝たきり者の状況及び認知症の状況の不詳を除く）。

2) 寝たきり者とは、ランクBとランクCをあわせた者をいう。

（「寝たきり」のランクは、「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」による。）

(4) 退所者の入退所の経路

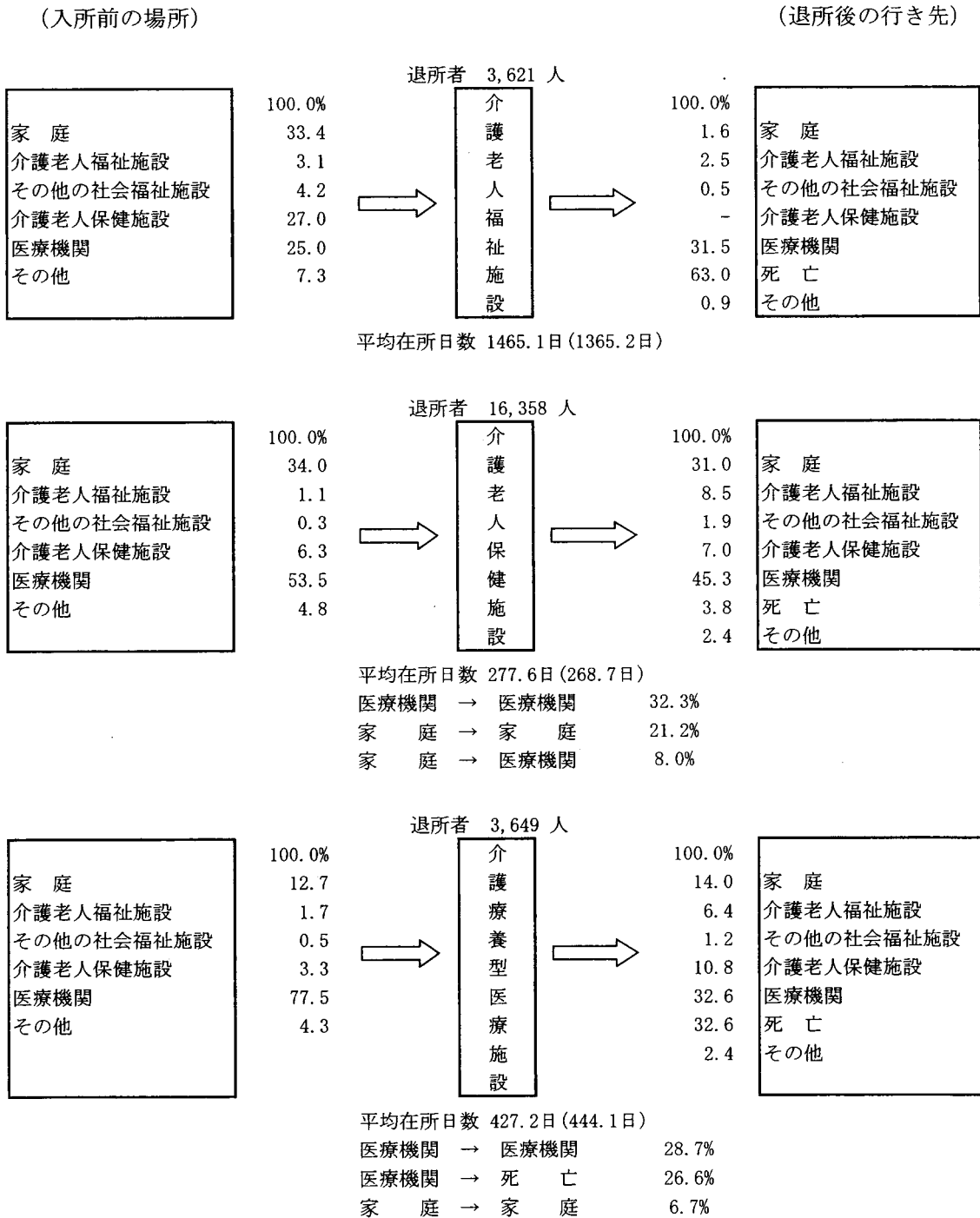
9月中の退所者について入所前の場所をみると、介護老人福祉施設は「家庭」33.4%、介護老人保健施設は「医療機関」53.5%、介護療養型医療施設は「医療機関」77.5%となっている。

また、退所後の行き先をみると、介護老人福祉施設では「死亡」が63.0%、介護老人保健施設では「医療機関」45.3%、介護療養型医療施設では「医療機関」、「死亡」32.6%となっている。

(図9)

図9 退所者の入退所の経路

平成19年9月



注：1) 「その他」には不詳を含む。
 2) 平均在所日数の () 内は、平成18年の数値である。
 3) 各施設ごとの退所者数を100とした割合である。

(5) 利用料の状況（9月中）

9月中の在所者の1人当たり平均利用料をみると、介護老人福祉施設で55,535円、介護老人保健施設で80,094円、介護療養型医療施設で89,116円となっている（表18）。

利用料の内訳をみると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は食費と居住費で利用料全体の約5割となっており、介護療養型医療施設においても4割を超えている（図10）。

表18 要介護度別1人当たり平均利用料

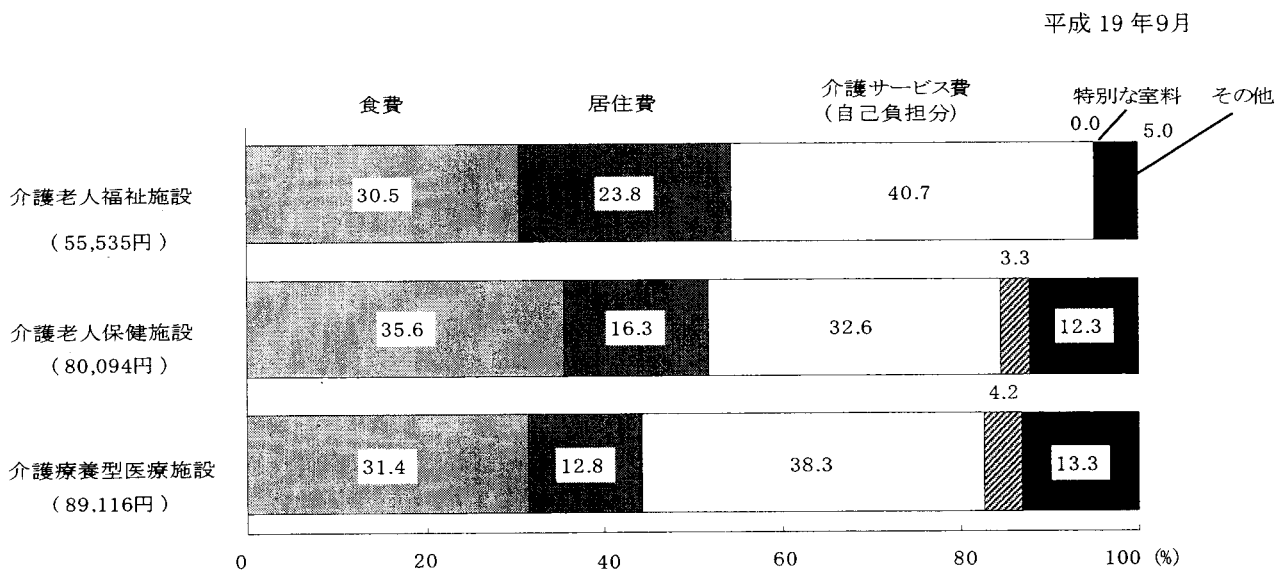
(単位:円) 平成19年9月

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
総数	55,535	80,094	89,116
要介護1	50,514	73,875	80,638
要介護2	53,636	75,978	84,028
要介護3	55,804	80,127	87,014
要介護4	56,795	82,375	86,251
要介護5	55,357	84,344	91,859

注：1) 総数にはその他を含む。

2) 利用料は、食費、居住費、介護サービス費（自己負担分）、特別な室料、特別な食費、理美容費、日常生活品費、教養娯楽費、私物の洗濯費、あずかり金の管理費等の合計をいう。

図10 利用料の構成割合



注：1) ()内は、各介護保険施設における在所者1人当たりの平均利用料である。

2) 「その他」は、特別な食費、理美容費、日常生活品費、教養娯楽費、私物の洗濯費、あずかり金の管理費等の合計をいう。

5 訪問看護ステーションの利用者の状況

(1) 訪問看護ステーションにおける要介護（要支援）度別利用者の状況

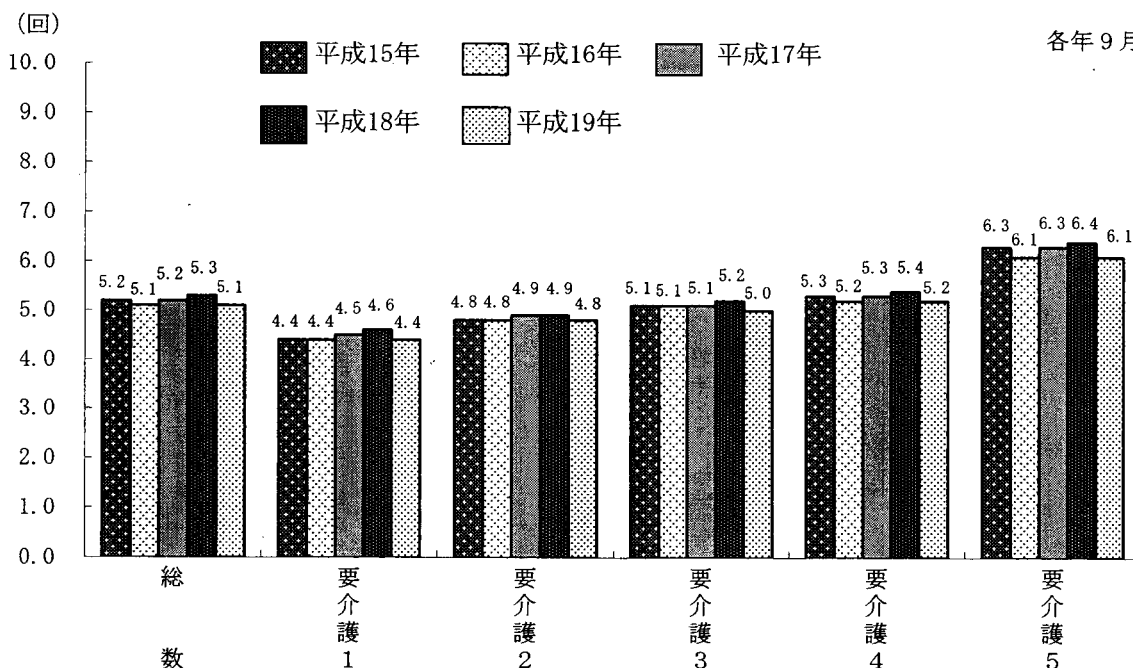
利用者の状況をみると、平成19年9月中の利用者数は 229,203人、延利用者数は 1,166,525人となっており、利用者1人当たりの訪問回数は、介護予防サービスでは3.7回、介護サービスでは5.2回となっている。利用者1人当たりの訪問回数を要介護（要支援）度別にみると「要介護5」が6.1回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。（表19、図11）

表19 訪問看護ステーションの利用者数、延利用者数、9月中の利用者1人当たり訪問回数、要介護（要支援）度別

平成19年9月			
	利用者数（人）	延利用者数（人）	9月中の利用者1人当たり訪問回数
総数	229 203	1 166 525	5.1
介護予防サービス	18 760	69 964	3.7
要支援1	5 639	18 211	3.2
要支援2	12 975	51 211	3.9
介護サービス	210 443	1 096 561	5.2
経過的要介護	221	989	4.5
要介護1	29 783	132 466	4.4
要介護2	41 706	199 116	4.8
要介護3	41 777	209 116	5.0
要介護4	41 456	215 410	5.2
要介護5	53 945	331 584	6.1

注：利用者は介護保険法の利用者であり、「介護予防サービス」には「要支援認定申請中」「その他」を含み、「介護サービス」には「要介護認定申請中」「その他」を含む。

図11 訪問看護ステーションの要介護（要支援）度別にみた9月中の利用者1人当たり訪問回数



注：1) 利用者は介護保険法の利用者である。
 2) 平成15～17年の「総数」には「要支援」「要介護認定申請中」を含み、平成18～19年の「総数」には「介護予防サービス」の「要支援1～2」「要支援認定申請中」「その他」、「介護サービス」の「経過的要介護」「要介護認定申請中」「その他」を含む。

これより、調査対象期間中（平成19年9月1日～30日）に訪問看護ステーションを利用した者の推計数である。

(2) 性・年齢階級別利用者数

平成19年9月中の訪問看護ステーションの利用者数は292,839人で、介護保険法の利用者は、78.3%となっている。性別で見ると、「男」は123,169人(42.1%)、「女」は169,670人(57.9%)となっており、年齢階級別にみると、介護保険法では「80～89歳」が39.3%、健康保険法等では「40～64歳」が32.6%と最も多くなっている。(表20)

表20 支払い方法別にみた性・年齢階級別利用者数及び構成割合

平成19年9月			
	総数	介護保険法	健康保険法等
	利用者数(人)		
総数	292 839 (100.0)	229 203 (78.3)	63 636 (21.7)
男	123 169	91 910	31 259
女	169 670	137 293	32 377
40歳未満	10 507	.	10 507
40～64歳	34 950	14 208	20 741
65～69	20 452	14 763	5 689
70～79	81 091	66 299	14 791
80～89	99 378	90 043	9 335
90歳以上	44 424	42 694	1 730
	構成割合(%)		
総数	100.0	100.0	100.0
男	42.1	40.1	49.1
女	57.9	59.9	50.9
40歳未満	3.6	.	16.5
40～64歳	11.9	6.2	32.6
65～69	7.0	6.4	8.9
70～79	27.7	28.9	23.2
80～89	33.9	39.3	14.7
90歳以上	15.2	18.6	2.7

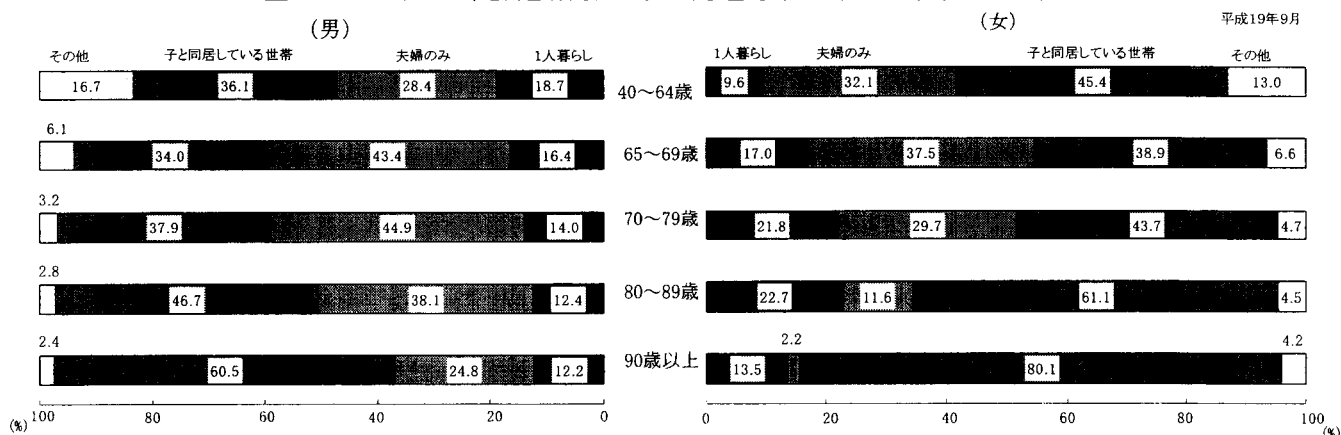
注：1) 総数には、年齢不詳を含む。

2) 「健康保険法等」の利用者は、介護保険法の支払いがなく、老人保健法及びそれ以外の政府管掌健康保険等の医療保険、公費負担医療等の支払いがあった者である。

(3) 同居家族の状況

訪問看護ステーションの利用者について同居家族の構成を性・年齢階級別にみると、40歳～64歳では男女とも「子と同居している世帯」が多くなっており、65歳～79歳では男は「夫婦のみ」が多く、女は「子と同居している世帯」が多くなっている。80歳以上では男女とも「子と同居している世帯」が多くなっている(図12)。

図12 性・年齢階級別にみた同居家族の状況(構成割合)



注：利用者は介護保険法の利用者であり「介護予防サービス」の「要支援認定申請中」「その他」を含み、「介護サービス」の「要介護認定申請中」「その他」を含む。

(4) 利用者の認知症の状況

年齢階級別に利用者の日常生活自立度の状況をみると、「認知症あり」は、加齢とともに増えており、80歳以上では、約3人に1人が「認知症あり（ランクⅢ以上）」となっている（図13）。

また、利用者の日常生活自立度の状況を要介護（要支援）度別にみると、認知症のランクが高くなるに従って、要介護度の高い人の割合が多くなり、「認知症あり（ランクⅢ以上）」では要介護5が5割を超えている（図14）。

図13 年齢階級別にみた日常生活自立度（認知症の状況）の構成割合
（介護保険法による利用者）

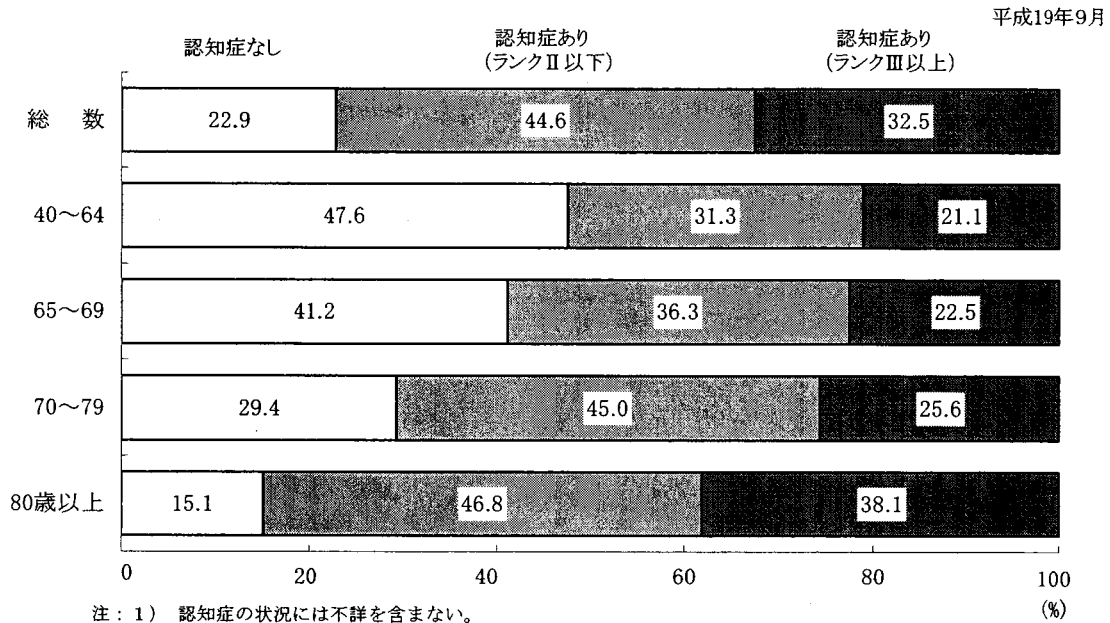
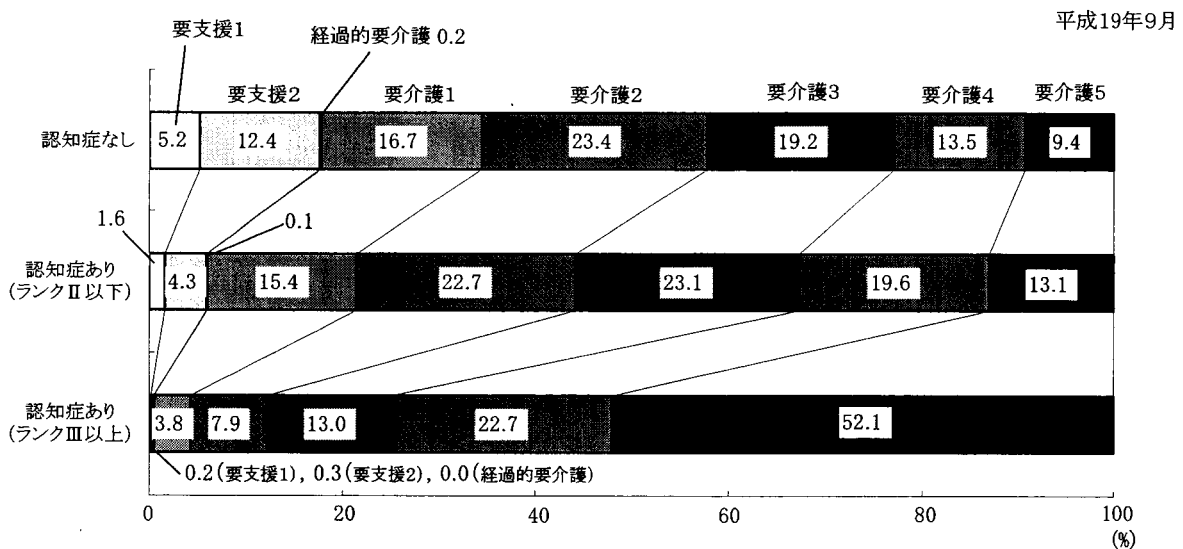


図14 日常生活自立度（認知症の状況）別にみた要介護（要支援）度の構成割合
（介護保険法による利用者）



- 注：1) 認知症の状況には不詳を含まない。
2) 「経過的要介護」は改正介護保険法施行日（平成18年4月1日）において、有効期間が満了する前の旧要支援者については、改正介護保険法附則第8条の規定により、施行日に要介護認定を受けた者とみなされるため、当該有効期間満了日までの間は「経過的要介護」として予防給付ではなく介護給付の対象となる。
3) 「認知症あり」のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。